

学習のサポート

《授業中の支援…『学習サポーター』》

困難な状態のある生徒にとって、自分の困難な状態を周りに訴えるというのはなかなか難しいものです。幼稚園や小学校のように「先生あのね。〇〇ができないの。」などと自分から困難な状態を他者に発信することは、「恥ずかしい」「周りの目が気になる」などの理由から、高校生になるとできにくくなっていきます。また、この場合のように自分自身の困難な状態をきちんと把握でき



ている生徒ばかりではありません。自分がどうすればよいか分からず、ただただ周りと同じことができないことに悩んでいる場合も少なくないのです。

このような状態を少しでも解消するために、例えば、授業について支援（サポート）するための『学習サポーター』の取組が考えられます。生徒の困難な状態は、学校生活のいろいろな場面で考えられます。しかし、すべての活動において、サポートすることはできません。生徒の学校生活の大半は授業です。その授業をサポートしていくことで、生徒の不安も少なくなり、学習に前向きに取り組めるようになるとともに、不適応等の行動も減っていくと思われま

《『学習サポーター』の活用事例》

本校では、管理職、特別支援教育コーディネーターが、『学習サポーター』として授業に入りました。机間指導をしながら、学習の準備が整っていない生徒に声をかけたり、生徒からの質問に答えたりなど、支援を必要とする生徒に個別に対応していきま

した。例えば、ノートを忘れ、板書や授業のポイント等を書き記さないために次の授業で振り返りができなかつたり、宿題に取り組めなかつたりしている生徒がいました。『学習サポーター』は、ノートに代わる用紙を渡し、記録させるようにしました。また、授業者の指示や説明を十分に理解できずに、取組が遅れたり滞っていたりする生徒もいました。このとき、『学習サポーター』は、注目する箇所を指し示したり、課題を再提示するなどして対応してきま

した。その結果、離席や私語が無くなり、教科書やノートをきちんと準備して授業に参加する生徒が多くなりました。また、授業の内容もその場でサポートできるので、生徒からは「わかった」と好評でした。

2学期からは、教務主任や生徒指導主任、学級担任等、空き時間のある先生方にも入ってもらい、サポート体制を充実させました。

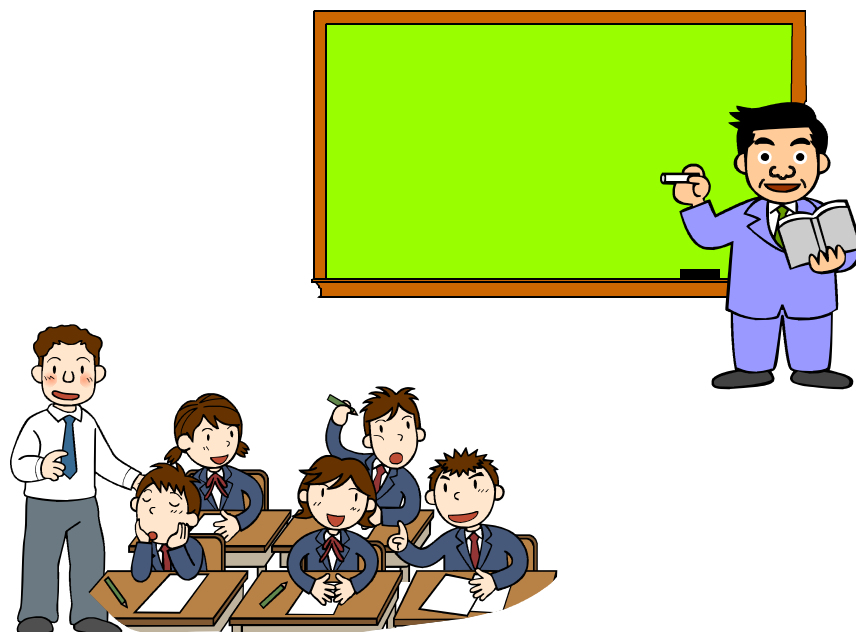
《すべての教職員がサポーター》

高等学校では、教科担任制でカリキュラムが設定されます。どの先生も多くの空き時間があるわけではありません。校内委員会や学年会においてケース会議を持ち、生徒にかかわる教師すべてが情報の共有を図ることが最優先です。また、そこには、養護教諭や管理職等も同席をすることが望まれます。このように全校体制で取り組むことこそが『特別支援教育』の本来の趣旨に沿うものだと言えます。言い換えると、困難な状態をかかえる生徒にかかわるすべての教職員がサポーターであるのです。

しかし、これには運用上の問題点もあると思います。例えば、学校の規模の問題です。小さい学校は比較的小回りがきく状態ですが、一人がいくつもの校務分掌を受けもっているため、人数的に厳しい面があると思います。また、規模の大きい学校では、大規模校ならではの事務量や生徒指導等にかかる時間の多さが問題となることもあるかと思います。

ただ、ここで大切なことは、困難な状態のある生徒は日々悩み、日々苦しんでいることを十分に理解することです。本人にとっては、他人事では済まされない重要な問題であることを私たちは分からなければならないということです。

学校全体が一つになり、困難な状態のある生徒のためによりよい支援をしていきましょう。



Q19 校内ではどのような支援体制が考えられますか？

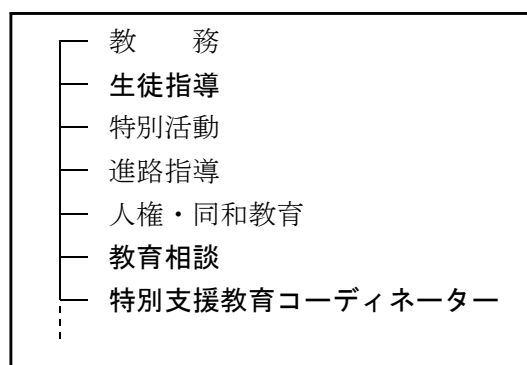
以下に、三校の例を示しますので、参考にしてください。

【A校の場合】

《校務分掌上の位置づけ》

本校は、従来から「教育相談」を校務分掌に位置づけ、生徒の相談業務を行ってきました。本年度は、「教育相談」、「特別支援教育コーディネーター」の担当を養護教諭にしました。生徒は、保健室へは気軽に行けるようで、相談の窓口としての役割を十分に果たしています。

また、生徒の困難な状態は、問題行動として表れる場合がありますので、生徒指導部と協力して生徒の指導・支援にあたっています。(資料3参照)



【資料3 A校の校務分掌とその機構】

《教育相談部としての取組》

困難な状態のある生徒に対して、支援の方法を見出すため、その生徒にかかわる教職員に記録を取ってもらいました。(記録用紙は資料4参照)

その記録から、すべての授業で困難な状態があるのか、特定の授業だけなのか、どのような状況のときに困難な状態を示すのかなどを分析しました。その後、職員会議で提案し、教職員で同じ方向性を持って、その生徒の指導にあたることを確認しました。高校生は多感な時期であることを配慮し、その生徒に対して特別なことをしているということにならないよう、全校をあげての取組として実施しました。

《生徒の理解》

情報の共有化、生徒の共通理解ということで、本校では、朝の打ち合わせを利用して、前日の生徒の様子を伝えるようにしています。特に、実習担当の教師との連絡は欠かせません。というのも、生徒と一緒に実習をすることによって、担任には話しにくいことも実習担当の教師には話せるようです。そうすることで、生徒の気持ちが軽くなったり、教師が早めに対処できたりするケースも少なくありません。

また、学級担任は、頻繁に養護教諭に話を聞きに行くようにしています。生徒は体調面、メンタル面ともに保健室ではよく話します。養護教諭も生徒との約束を守れる範囲で、担任と情報を共有します。特に本校では、生徒指導主任が重要な役割を果たしています。全校の副担任的存在で、担任のよき相談役です。困難な状態のある生徒一人一人のことをしっかり把握し、養護教諭とともによりよい支援の方向を見出してくれます。

授業中の状況のチェックシート

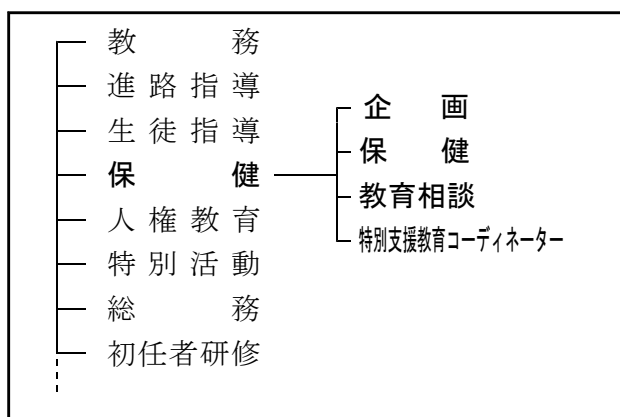
月 日 () 限	教科；	記録者；			
本生徒の不応の状況		なし	たまたに	たびたび	ほぼずっと
多動性	1. 着席していても、手足をそわそわ動かしたり、後ろを向いたりする				
	2. 座っているときに、立ち上がったたり席を離れたりする				
	3. 無断で教室から出て行く				
	4. 過度にしゃべる				
衝動性	5. 質問が終わらないうちに、出し抜に答える				
	6. 他の生徒がしていることをさえぎったり、邪魔したりする				
不注意	7. 教師の指示や発問に対して、聞いていないように見える				
	8. 教師の指示・教示に従えず、また最後までやり遂げない				
<p>※1. 上記のような「不応の状況（困った状況）」は、<u>授業中のどんな場面が多い</u>ですか？</p> <p style="margin-left: 40px;">()</p> <p style="margin-left: 40px;">()</p> <p>※2. 「困った状況」がなかったのは、授業中のどんな場面？または、どんな対応（指示・指導）をしたときですか？</p> <p style="margin-left: 40px;">()</p> <p style="margin-left: 40px;">()</p>					
本生徒の周囲への影響		ない	少しある	かなりある	強い
※3. クラスの生徒が感じている「困っている」感は？					
※4. 授業担当者として授業のやりにくさ感は？					

【資料4 授業中の状況のチェックシート】

【B校の場合】

《校務分掌上の位置づけ》

本校では、従来から「生徒相談部」を校務分掌に位置づけ、生徒の相談業務を行っていました。しかし、「生徒相談部」への相談はほとんどなく、生徒が気軽に相談できるのは養護教諭でした。このことから、従来の「保健部」と「生徒相談部」の業務を統合し、本年度より、「保健部」としました。(資料5)



【資料5 B校の校務分掌と保健部の仕事】

《保健部としての取組》

学期に2回程度、『長欠者等に関する調査』を実施しています。長期間学校を欠席するという事は、何らかの原因があるはずですが、調査題は、『長欠者等に関する調査』としていますが、欠席者だけではありません。授業中の様子がこれまでと違う生徒や担任が気になる生徒も記入してもらいます。その後、保健部の支援を必要とするか否かも含め、担任と保健部とで話し合いをもつようにしています。話し合いの結果、名前があがった生徒に対しては、教育相談委員会（支援判定会議）を開催します。そこで、特別の支援が必要であるという判断がなされた場合、個別の対応を行うこととなります。

このように、教師から見て気になる生徒の実態把握の他、直接生徒自身から相談がある場合もあります。生徒からの相談は、養護教諭が受ける場合がほとんどです。その際、本人了承のもと、相談業務を担当する教員を生徒に紹介する形で相談内容を引き継ぎ、その後の支援を行うようにしています。

特別な支援を必要とする生徒の学校での居場所を「教育相談室」にしています。そこには保健部の教師が一名常駐し、生徒に授業や部活動でかかわる教師が、随時、ここを訪れてコミュニケーションをとるようにしています。このように、校内での支援のネットワークを広げ、生徒本人が心身共に回復し、生徒集団（教室）の中に戻れるようにすることをめざしています。

《生徒の理解》

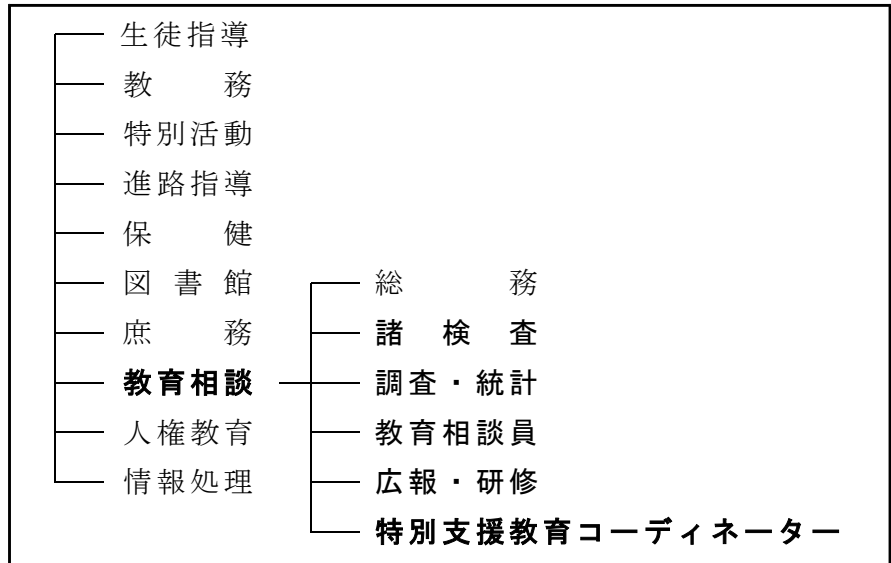
情報の共有化、生徒の共通理解ということでは、『保健日誌』に養護教諭が保健室に来た生徒のことを毎日詳しく記入してくれています。特別支援教育コーディネーターや管理職がその日誌を閲覧することで、困難な状態のある生徒の把握に努めるようにしています。また、週1回の学年会議で生徒の情報交換を行うとともに、学年主任が頻繁に保健部のところへ生徒の様子を聞きにきています。さらに管理職は、全校生徒と個別面談を行い、生徒一人一人の様子を把握しています。『全生徒を全教師で』指導できるよう、まずは、一人一人の生徒を知ることから取り組んでいます。

【C校の場合】

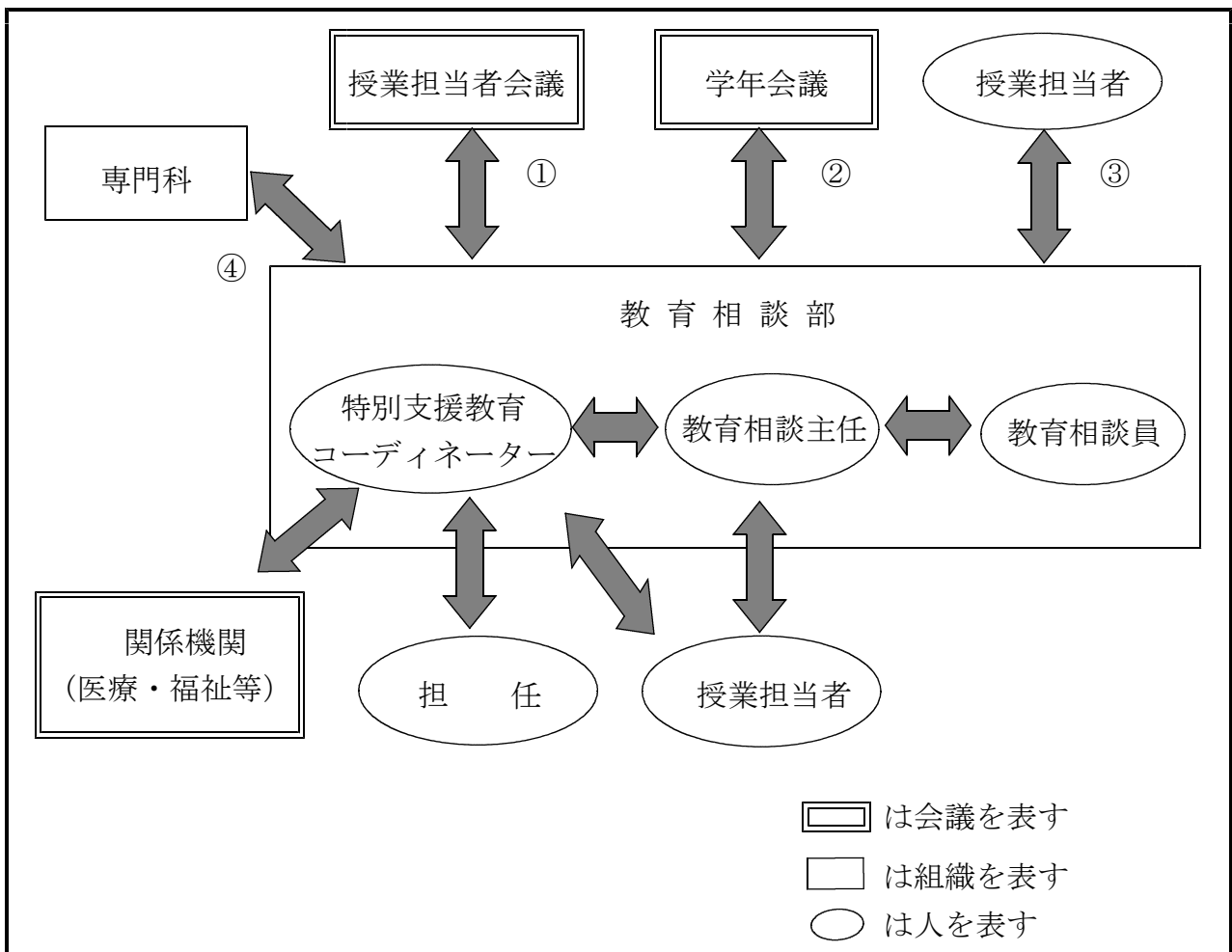
《校務分掌上の位置づけ》

本校では、教育相談を分掌に位置づけ、生徒の相談業務を行っています。特別支援教育コーディネーターは、教育相談部に位置づけられています。(資料6)

生徒の実態に応じて、①から③のどこでケース検討会を持つのかについて、教育相談部で決定し、生徒の実態に応じて、招集する関係者を設定しています。(資料7)



【資料6 C校の校務分掌と教育相談部の仕事内容及び特別支援教育コーディネーターの位置づけ】



【資料7 C校の校内支援体制】

《教育相談部会議》

定例会議は学期に2回行いますが、生徒の困難な状態が見られた場合は、随時、会議を行うことにしています。

《教育相談部の窓口》

教育相談部への窓口は教育相談主任と特別支援教育コーディネーターの二つになっています。担任から教育相談主任へ相談がある場合と、担任及び授業担当者から特別支援教育コーディネーターに相談がある場合とがあります。

《支援や配慮を検討する場の決定について》

生徒の困難な状態に合わせて、資料7の図中の①から③の内、どの場で支援や配慮についての検討を行うかを教育相談部内で決定します。

《専門科への連絡》

全体学習と班別学習での生徒の実態は、人間関係をうまく築けない等により、異なっています。④については、資料7の図中の①から③の内、いずれかで検討された支援内容や配慮事項について、教育相談部から生徒が所属する関係専門科へお願いをします。

※専門科とは、農業科、機械科等を指す

《関係機関との連絡》

必要に応じて、特別支援教育コーディネーターは、医療、福祉との連携を行っています。



Q20 校内で特別支援教育をどのように進めていますか？

本校では、以下のような機会をとらえて特別支援教育を推進しています。

1 職員朝礼での報告

特に、全教職員の支援を必要とする生徒がいる場合や緊急度の高い内容については、職員朝礼の際に、生徒の様子（友人関係、保護者からの情報等）を報告し、教職員の共通理解を図るための取組を行っています。

2 校内研修会の開催

(1) 研修計画への位置づけ

年度当初の年間の研修計画を検討する際に、特別支援教育に関する研修を組み入れ、1年間を通して計画的に研修を行っています。1学期は新任者と転任者を対象に、3学期は外部講師を招へいして講演会を行います。

(2) 研修の内容

研修の内容は、「特別支援教育とは何か」「なぜ高等学校で特別支援教育に取り組むのか」「障がい者施策からなる国内外の状況」「特別支援教育の理念と基本的な考え方」「特別支援教育体制整備―校内支援体制と関係機関との連携―」などです。

基礎的な内容については、毎年、大分県教育委員会が作成し県内の全学校に配付しているCD-ROM（DVD）掲載の資料やスライドを利用して研修をします。

(3) 研修の講師

1学期の校内研修は、特別支援教育コーディネーターが行い、3学期の校内研修は、外部講師による講演を行いました。外部講師については、大学の先生や自閉症協会の関係者、大分県教育委員会の指導主事に講義をお願いしました。

3 ケース検討会

生徒の実態に応じて、必要性がある場合に、学年会議または授業担当者会議で、「①担任による生徒の状況の説明、②意見交換、③質疑応答、④支援の検討」という内容で事例検討会を行います。校内での生徒の実態に合わせた理解が図られるとともに、教職員の啓発にもつながります。

4 広報誌の配布

特別支援教育に関する広報誌を作成し、新1年生に対しては合格発表説明会の際に配布します。また、2・3年生については、1学期の中間考査の結果を郵送する際に同封します。広報誌の内容は、「特別支援教育とは」「発達障がいとは」「校内支援体制とは」「本校での校内支援体制」などです。

Q21 特別な支援が必要な生徒の進路指導はどのようにしていますか？

本校では、進路指導を大きく2つの面からとらえています。一つは、学力をつけること、もう一つは、生徒の特性に応じた進路指導ということです。

生徒には一人一人特性がありますので、当然のことだと思われるでしょうが、特に、特別な支援が必要な生徒については、早期からの支援を行っています。通常、本格的な進路指導は3年生から行うのですが、特別な支援が必要な生徒については、3年生になってからでは遅いと考え、1年生のときから取り組んでいます。

1年次に保護者も交えて個別の面談を行い、その後は、面談や家庭訪問を繰り返しながら、卒業まで、そして、卒業後の道筋をつけていきます。大学に進学するのがよいのか、求人票によって試験を受けて就職するのがよいのか、生きていくために必要な力を身につけられるような進路先がよいのかなど、三者で話し合います。

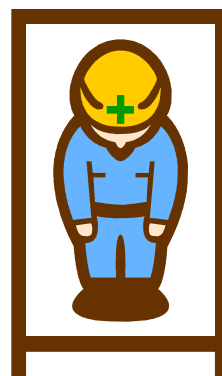
そのために、児童相談所、近隣の特別支援学校、障がい者サポートセンター等と連絡を取りながら、その生徒に一番よいと思われる進路先を開拓して行きます。その際、選択肢の一つとして、福祉的な就労先も考えています。教職員は、『ニートにならないように』を心がけて進路指導を行っています。

また、進路先が大学であろうと就職であろうと、社会人として必要なマナーなどを学ぶ機会は高等学校が最後であると考え、来年度からは、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れる予定にしています。ホームルームの時間に、それぞれの学年に必要なソーシャルスキルを取り上げ、学んでいきます。

本校では、

『高等学校における特別支援教育は、進路に向けての意識をどれだけもてるか』

だと考えております。



Q22 保護者とはどのように連携を図っていますか？

本校では、困難な状態のある生徒の支援をより一層細やかなものにするために、管理職、特別支援教育コーディネーター、学年主任等で時間をやりくりしてサポーターとして学級に入るようにしました。授業の内容や態度等についての支援を行いました。このことを生徒が家庭で話題にするようになり、保護者は学校の支援の実際を知り、学校の取組を好意的に受け取ってくれるようになりました。また、授業のサポートに加え、何らかの問題行動が見られたときには、学校で情報を共有し担任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任等が何度も家庭を訪れました。指導の意図を伝えるとともに、保護者と共通理解を図っていくようにしました。

この取組を契機に、それまでは、「障がいがあるのだから、不適切な行動も致し方ない」と言って学校の指導方針に十分な理解を示さなかった保護者との関係もよい方向へと変わっていきました。

このことは、問題行動に対する指導を受けることの少くない生徒の保護者にとって、学校の積極的な指導、支援の姿が具体的に見えたからだとも言えます。このような指導を行っていても校則に触れるような問題行動を起こし、何らかの処分を伝えなければならない場面も出てきます。しかし、学校側の生徒に対する日々のかかわりから、単に学校から切り離されたなどといった思いを持たなくなり、不平不満を言うようなことはなくなりました。言い換えると、学校はやるだけのことはやってくれたのだから…という気持ちへと変わったのだと思われまます。

これまで、生徒の問題行動に目を向けがちであった指導の姿勢を転換し、生徒にできるだけ寄り添い、生徒の困難な状態をできるだけ軽減するようにしていくようにしました。学校側の熱意と誠意を持って対応することが必要不可欠ではないかと思ひます。

しかし、問題点もあります。それは、マンパワーの問題です。高等学校において、特別な支援を必要とする生徒に対する加配等は難しいのが現状です。そこで、本校では管理職や養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任等で空き時間を調整するなどして、授業や活動をサポートしていきました。かかわる教職員の多少の多忙化は否めませんが、校内で共通理解をして全校体制でかかわることが不可欠であり、保護者との連携の礎になると考えています。



おわりに

高等学校には、全日制、定時制、通信制があり、普通科、商業科、農業科、林業科、総合学科など、学科の違いもあります。全国的な調査では、課程の違いにより、困難な状態のある生徒の在籍状況も異なるという報告もあります。本手引きは、その在籍状況の違いに応じた支援など、まだまだ分析できていない課題もたくさんあります。しかし、ここに示した事例を参考にしながら、自分の学校用にアレンジして実践してみてください。また、通信制の学校では、日常的に生徒の様子が把握できるわけではありません。スクーリング等で実態をしっかりと把握し、困難な状態を見極めていただけたらと思います。

高等学校に通う生徒は、入学者選抜試験を受けて入学してきている生徒たちです。「本校に障がいのある生徒はいないだろう」と考えるのももっともだと思います。しかし、実際に発達障がいのある生徒は在籍しており、その生徒たちは生きにくさを感じながら生活をしています。

まずは、先生方が発達障がいを正しく理解することからはじまります。そのときに、この『支援の手引き』を開いていただきたいと思います。

「変わった生徒だな」「そんなこともできないのか」で済ませるのではなく、その生徒の困難な状態に気づくことが支援への第一歩です。困難な状態のある生徒が、少しでも困難な状態が解消され、未来への希望を持って生活できることを願っています。

大分県教育センター 特別支援教育部

福地広之 梶原直樹 石井知由美 若林史子 木村睦男

大分県教育センター

特別支援教育部

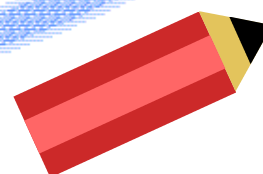
電話(代) 097-569-0118

直通 097-569-0232

FAX 097-567-2425

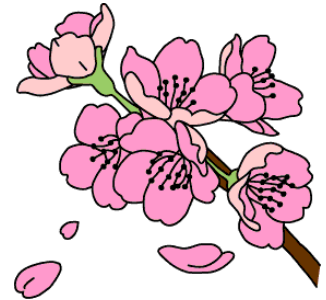
<http://www.edu-c.pref.oita.jp/>

tokusien@edu-c.pref.oita.jp



= 資料 =

- 「発達障がいの理解」
- 「発達障がいの支援と対処法」
- 「学習障がい（LD）」
- 「注意欠陥（如）多動性障がい（ADHD）」
- 「高機能自閉症・アスペルガー症候群」
- 「二次障がいの理解」
- 「特別支援教育コーディネーターの役割」
（教育委員会配布CD-ROM Vol. 1より）



A screenshot of a website titled '特別支援教育相談' (Special Support Education Consultation). The page features a navigation menu at the top with links like 'TOPページ', '特別支援教育とは何ぞい', '全国特設相談室', '支援の手引き', '各種資料のダウンロード', 'リンク先', and 'お問い合わせ'. Below the menu, there is a section titled '支援の手引き (PDF)' with a sub-header '各校種の先生方を対象とした手引きです。' (Handbook for teachers of each school type). There are five colored buttons representing different school levels: '幼稚園版(平成19年4月公開)', '小学校版(平成20年3月公開)', '中学校版(平成21年4月公開予定)', '高等学校版(平成22年4月公開予定)', and '☆ 高等学校版 資料へ ☆'. A red arrow points from the text on the right to the '☆ 高等学校版 資料へ ☆' button. At the bottom, there is a small Adobe Reader logo and text: 'PDF形式のファイルを開くためにはAdobe Readerが必要です。Adobe Readerはこちらよりダウンロードできます。Adobe® ReaderをダウンロードするとPDFファイルを開閉・プリントアウトでもより便利です。' (To open PDF files, you need Adobe Reader. You can download Adobe Reader here. Downloading Adobe Reader makes it easier to open, close, and print PDF files.)

※上記の7つの資料は、支援の手引き(PDF)のページから閲覧することができます。

『☆ 高等学校版 資料へ ☆』をクリックして下さい。

